

食安発1108第1号

平成22年11月8日

(最終改正：平成29年3月19日生食発0317第19号)

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

対マカオ輸出豚肉の取扱いについて

このことについて、今般、別紙のとおり「対マカオ輸出豚肉取扱要領」を定めることとしたので、御了知の上、関係業者に対して周知及び指導いただくとともに、当該要領に基づく運営について遺憾のないよう御配慮いただきますようお願いいたします。